

# 一般財団法人 田部謝恩財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人田部謝恩財団という。

The Tanabe Foundation

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を島根県松江市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国と諸外国との民間林業技術協力の推進及び 調査研究、森林保全活動の推進、森林育成の普及啓蒙を通じ、地球環境の保全に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の事業を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材加工技術の調査研究及び修得に対する支援
- (2) 森林保全育成に関する調査研究及び林業活動に対する支援
- (3) 農林学部等学生に対する支援
- (4) 森林育成啓蒙事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第7条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- （余剰金の分配の制限）

第8条 この法人は、設立者その他のものに対し、余剰金の分配をすることができない。

#### 第4章 評議員

（評議員）

第9条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員のうち1名を評議委員会会長とする。
- 3 評議員会会長は評議員の互選によって選任する。
- 4 評議員は、財団の理事または、監事若しくは使用人と兼ねることはできない。

（任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に就任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとする。
- 3 第9条に定める評議員の員数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第12条 評議員の報酬は、無報酬とする。

#### 第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- （開 催）

第 15 条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後 2 ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（招 集）

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決 議）

第 17 条 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

（議事録）

第 18 条 評議員の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録作成者 2 名が、これに記名押印するものとする。

## 第 6 章 役 員

（役 員）

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち2名を代表理事とする。

3 前項の代表理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事評議員の任期の満了時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

(役員解任)

第24条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準

に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員 の 責任限定契約)

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

## 第 7 章 理事会

(構 成)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会はすべての理事で構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事会の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、理事(決議について特別の利害関係を有する理事を除く。)過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解 散)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が精算するときに有する残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益財団法人に帰属するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 38 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第 11 章 雑 則

(委 任)

第 37 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設

立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は田部真孝、又賀航一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
  - 有 澤 寛
  - 浅 野 俊 雄
  - 手 銭 白三郎
  - 古 瀬 誠
  - 小 林 祥 泰
  - 三 吉 庸 善
  - 木 村 弘 二
- 5 改訂後のこの定款は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。